

外国人技能実習制度の見直しについて

平成25年10月10日（木）
厚生労働省 職業能力開発局

技能実習生の受入期間延長等に係る要望について

技能実習制度の制度趣旨

我が国の企業との雇用関係の下で、より実践的な技能・技術・知識を修得することにより、これらの技能等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること

要望に対する考え方

◎ 技能実習制度の適正化を優先的に進めることが必要。

(背景事情)

- ① 技能検定等による技能実習生の技能修得の評価が低調であり、また、技能実習生が帰国後、「実習と同じ仕事をしてる」と回答した者が少ない(48%)など、技能移転という技能実習制度の趣旨に沿ったさらなる改善が必要である(資料2参照)。
- ② 技能実習生の法的保護等を図るための制度改正(平成22年7月施行)等(資料1参照)を行ったものの、人権侵害等の技能実習に係る不正行為、労働関係法令違反が、指摘されている(資料3参照)。
- ③ 国会等で技能実習制度の適正化に関する指摘がなされている(資料4参照)。

◎ 期間の延長等については、慎重に検討することが必要。

(理由)

- ① 一般的にトータルの滞在期間が長期化することは定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないこと。
- ② 実践的な技能修得のために来日しているという技能実習制度の目的にふさわしい在留管理が困難になる恐れがあること。

(公財)国際研修協力機構(略称:JITCO)

○受入れ団体・企業への巡回指導

- ・労働関係法令、入管法令の遵守状況の確認に加え、技能検定等の受験勧奨
- ・総務省勧告(平成25年4月19日)に基づき、監理団体による監査の実施状況の確認

○母国語電話相談の実施

○脳・心臓疾患等の死亡事案の現地調査・指導

○受入れ企業に対する安全衛生管理の支援

- ・安全衛生マニュアルの作成・普及
- ・安全衛生相談
- ・メンタルヘルス相談

○技能実習生手帳の配布

○技能実習指導員の養成

問題事案を情報提供

労働基準監督機関

○技能実習生受入れ事業場に対する重点的な監督指導

主な違反内容:労働時間、割増賃金不払、賃金不払

相互通報の実施

出入国管理機関

○受入れ団体・企業に対する調査・不正行為認定(注)

(注)不適正な受入れを行った団体・企業に対して、最長5年間の受入れ停止処分

制度改正※の主な内容

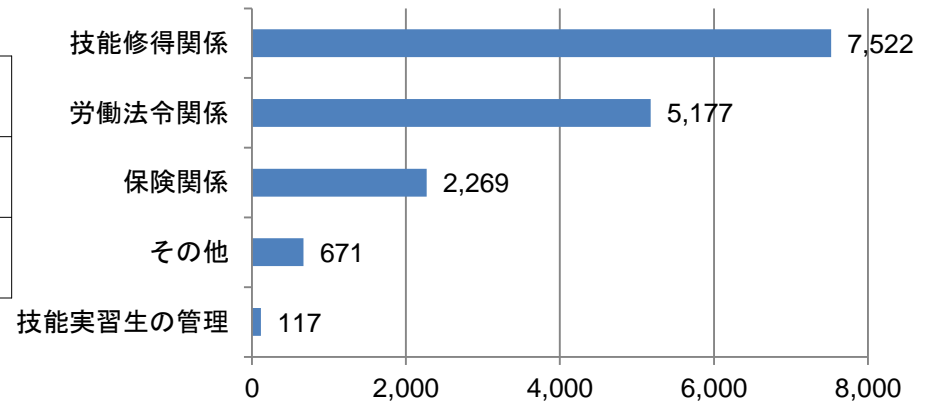
- 入国1年目から労働関係法令適用
- 受入れ団体の監理責任*の期間を研修1年のみから技能実習3年に拡大
 - *3月に1回の実習実施機関の監査など
- 賃金不払いなどの重大な人権侵害行為については不正行為認定による受入れ停止期間を3年間から5年間に延長
- 不正行為認定を受けた団体・企業の管理者等は、他の団体・企業でも受入れを行うことができない。
- 入国直後の講習において、労働関係法令等の技能実習生の法的保護に関する講習の実施を義務
- 保証金や違約金の徴収禁止
- 技能実習生からの監理費用の徴収禁止
- 受入れ団体による技能実習生からの相談に対応する体制の整備(相談員の配置など)
- 受入れ団体による帰国旅費の確保等による帰国担保措置

※平成22年7月に施行された改正入管法による技能実習制度

JITCO※¹が実施している受入れ団体・企業への巡回指導

	21年度	22年度	23年度	24年度
巡回指導件数	10,953	11,504	11,280	10,671
改善指導件数	9,745	9,050	9,730	9,187

平成24年度 実習実施機関に対する巡回指導の指摘件数※² (延べ数)



※¹ JITCO：(公財)国際研修協力機構

※² 訪問企業数 9,602件、但し1件の指導に複数項目の指摘あり

技能実習制度の効果のフォローアップ

○ 帰国技能実習生に対するフォローアップ調査※

→技能実習が「役に立った」と回答(97.8%)しているものの、「実習と同じ仕事」と回答したものが少ない(48.2%)

※ (公財)国際研修協力機構「2012年度帰国技能実習生フォローアップ調査」(対象者:10,445人、回答率:17%)

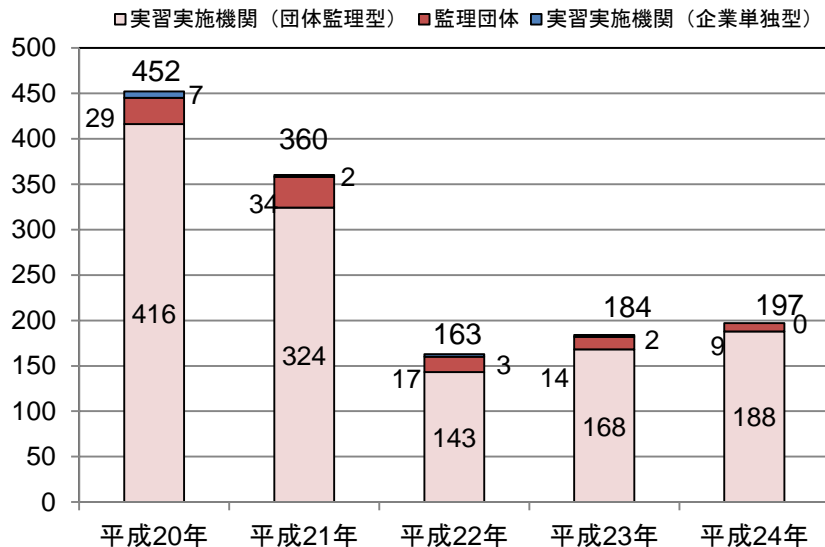
○ 技能実習修了時、技能検定等を受験するよう指導している※ものの実際に受験している技能実習生が少ない。

※技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成24年11月)

	平成24年度
技能検定3級受験者数	53人
合格者数	49人
JITCO認定受験者数	82人
合格者数	82人
前々年度の2号移行申請者数	46,985人

※データ:JITCO認定受験者数、合格者数:JITCOより
技能検定3級受験者数、合格者数:中央職業能力開発協会より

出入国管理機関による技能実習生受入れ団体・企業に対する不正行為認定



平成24年受入れ形態別「不正行為」機関数及び実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

企業単独型		0機関 (0%)
団体 監理型	監理団体	9機関 (4.6%)
	実習実施機関	188機関 (95.4%)

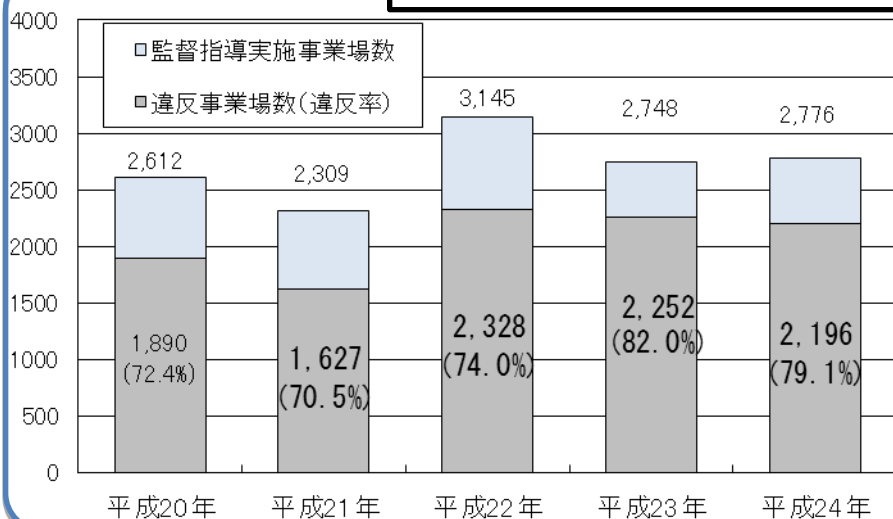
繊維・被服関係	71
農業・漁業関係	75
食品製造関係	21
機械・金属関係	4
建設関係	8
その他	9
合計	188

平成24年類型別「不正行為」件数

- 労働関係法令違反 173件 (72.1%)
- 名義貸し 18件 (20.0%)
- 研修計画との齟齬 10件 (4.16%)

(注)「不正行為」件数は計240件(一つの機関に対して、複数の類型により「不正行為」を通知する場合がある。)

労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導



平成24年における主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
労働時間 (労働基準法第32条)	894 (32.2%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	499 (18.0%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	335 (12.1%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	373 (13.4%)
寄宿舎関係 (労働基準法第96条)	165 (5.9%)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	1,362 (49.1%)
うち健康診断 (労働安全衛生法第66条)	357 (12.9%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	131 (4.7%)

国会における指摘

- 参議院農林水産委員会(平成25年3月21日)において、「技能実習制度が、発展途上国に対してきちんと移転されているのか、そのような議論をしていただきたい」などの指摘がなされている。
- 衆議院法務委員会(平成25年5月10日)において、「人手不足を補う単純労働者のように使われている実態がある」、「賃金不払い、過重労働といった受け入れ側の問題、取次ぎをする業者がお金を中抜きしているといった問題が生じている」旨などの指摘がなされている。

労働政策審議会における指摘

- 第33回労働政策審議会(平成25年8月22日)において、「法違反などの問題事例が後を絶たない技能実習制度について、本来の趣旨を逸脱しない、健全な運営がなされるように安価な労働力という見方のみならず広く大きく捉えた上での制度創設以来の趣旨を成就するような環境整備に今後も当たられることを期待したい」との意見が委員から出されている。

総務省勧告

- 総務省勧告(平成25年4月19日)において、「地方入国管理局が認定した不正行為、労働基準監督機関が是正勧告した労働基準関係法令違反を監理団体による監査で指摘できていなかったこと等を踏まえ、技能実習生等の適切な受入れ及び管理を推進する観点から、監理団体による監査の適正化を図ることなどについて勧告されている。

国際的な動向

- 米国国務省人身取引報告書(平成25年6月19日)において、「日本政府は技能実習制度における強制労働の存在を正式に認知しておらず、本制度の悪用から技能実習生を保護するための効果的な管理・措置が不足している」と指摘されている。
- ILOの強制労働に関する条約(ILO第29号条約)に係る2012年の条約勧告適用専門家委員会オブザベーションにおいて、「委員会は日本政府に対して外国人技能実習生の保護を強化することを目的とした法令上及び実行上講じられた様々な措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する」との意見が表明されている。